

釧路市公設地方卸売市場業務規程の改正に伴い、令和2年6月21日より下記の取引ルール（その他の取引ルール）を定めます。

釧路市公設地方卸売市場
開設者 釧路市長 蝦名 大也

取引ルール (その他の取引ルール)	改正種別	業務規程	定める理由
受託拒否の禁止	踏襲	第36条	経時変化が著しい生鮮食料品について、規模の大小に関わらず生産者に安定的な販路を提供するとともに、卸売業者の恣意による需給操作を排除し、適切な価格形成を図ることにより生産者の利益に供するものであるため。
自己買受けの禁止	一部改正	第39条	卸売業者が独占力を行使して恣意的な価格操作をし、価格形成の公正が阻害され、生産者の利益が損なわれることのないようにするため。 ただし、卸売市場が生鮮食料品を円滑に供給するためには、一定量の確保が必要となることから、価格形成の公正が保持される場合に限り認めることを規定する。